

浜の活力再生プラン
令和 4～8 年度
(第 2 期)

1 地域水産業再生委員会

組織名	今治地区水産業再生委員会
代表者名	会長 中村 卓三 (愛媛県漁業協同組合伯方支所運営委員長)

再生委員会の構成員	愛媛県漁業協同組合桜井支所、今治支所、大浜支所、小部支所、菊間支所、渦浦支所、志津見支所、宮窪支所、伯方支所、大三島支所、関前支所、今治市
オブザーバー	愛媛県 (愛媛県東予地方局農林水産振興部今治支局水産課) 愛媛県漁業協同組合本所、今治事業部

※再生委員会の規約及び推進体制の分かる資料を添付すること

対象となる地域の範囲及び漁業の種類	今治市全域 (愛媛県漁協桜井支所、今治支所、大浜支所、小部支所、菊間支所、渦浦支所、志津見支所、宮窪支所、伯方支所、大三島支所及び関前支所の地区) <ul style="list-style-type: none"> ・小型機船底びき網 267 経営体 ・吾智網 13 経営体 ・刺網類 100 経営体 ・小型定置網 10 経営体 ・その他網類 5 経営体 ・一本釣り 169 経営体 ・はえ縄 12 経営体 ・潜水器漁業 36 経営体 ・採貝藻漁業 18 経営体 ・その他の漁業 21 経営体 ・海面養殖業 27 経営体 (計 678 経営体) ※令和 4 年 3 月時点 (愛媛県漁協業務報告書)
-------------------	---

※策定時点で対象となる漁業者数も記載すること

2 地域の現状

(1) 関連する水産業を取り巻く現状等

<p>愛媛県今治市は、愛媛県の北東部に位置し、平成 17 年の市町村合併を機に、瀬戸内海のほぼ中央に突出した高縄半島の東半分を占める陸地部と、世界有数の多島美を誇る島しょ部から構成される地形的にも複雑で広い範囲の市域を形成している。</p> <p>市の中央を日本三大急潮で知られる来島海峡が通る全国的にも珍しい地勢を抱える一方で、温暖寡雨な気候を生かした農林水産業はもとより、古くから海上交通の要衝として海運・造船業が</p>

発達し、『今治タオル』とともに「ものづくり」も盛んな地域である。

プラン策定対象地域の水産業は、今治市内にある愛媛県漁協 11 支所※を生産主体としながら、市内に立地する第 1 種漁港 24 港、2 種漁港 3 港の、計 27 漁港を拠点に営まれている。急潮流の来島海峡を中心とする岩礁・砂礫・砂泥地帯など変化に富んだ好漁場を有し、一本釣漁業・小型機船底びき網漁業・刺し網漁業を中心に多様な漁船漁業が営まれている。

しかし、近年の魚価の低迷や地球環境の変化等に伴い地区の漁家経営が厳しさを増す中、後継者不足に拍車がかかるなど地区の水産業は多様な課題を抱えている。

※ 第 1 期浜プランは今治地区（今治支所、小部支所、菊間支所、渦浦支所、津倉支所、宮窪支所、伯方支所、大三島支所及び関前支所）、桜井地区（桜井支所）及び大浜地区（大浜支所）がそれぞれ策定し取り組んできたが、第 2 期はこれら 3 地区を統合して（新）今治地区とし、11 支所及び今治市で浜プランを策定する。

1) 漁家所得の減少

かつて当地区の地魚は、地場産業（タオル・造船業等）関係者への接待利用のほか、県内・近畿圏を中心に高価格で取引され、地元水産業は潤っていた。しかし、近年の養殖生産量や輸入水産物の拡大に加え、ブランド化に立ち遅れるなどの要因から、地魚の魚価は低迷を続け、漁業収入は、減少している。このような現状を打開するため、一部地域で加工による付加価値向上や直販など 6 次産業化が試みられているが、対象地域全域に効果を及ぼすまでにいたっていない。また、従来の漁船漁業中心の経営形態から脱却するため、養殖業や観光業への取組も試行されており、その効果が期待されている。

2) 漁場環境の変化

当地区は、来島海峡を中心に広がる好漁場を有しているが、地球温暖化の進行や生活環境の変化等に伴い海洋環境は大きく変化し、漁業資源や藻場の減少など漁場の基礎生産力の低下が懸念されている。このような状況に対処するため、行政と漁業関係者が連携して稚魚放流や増殖場の造成、漁場清掃などの活動を実施しているが、必要十分な所得を担保する豊かな海を取り戻すまでに至っていない。

3) 担い手の減少

地区の漁業就労者の年齢構成は、65 歳以上が 40%を超える（40 歳未満は 10%未満）超高齢化形態を招いており、将来の当地域漁業を担う次世代の人材育成が喫緊の課題である。この主な原因は、漁業経営の不安定さ、つまり一定以上の安定的な漁業所得の確保が課題であり、魅力的でもうかる漁業のモデル化が必要となっている。

4) 漁業操業経費の高騰・不安定性

燃油や資材費の高騰により漁業経費は増加傾向にあり、漁船漁業を中心とする地域の漁家所得は、減少を続けている。

(2) その他の関連する現状等

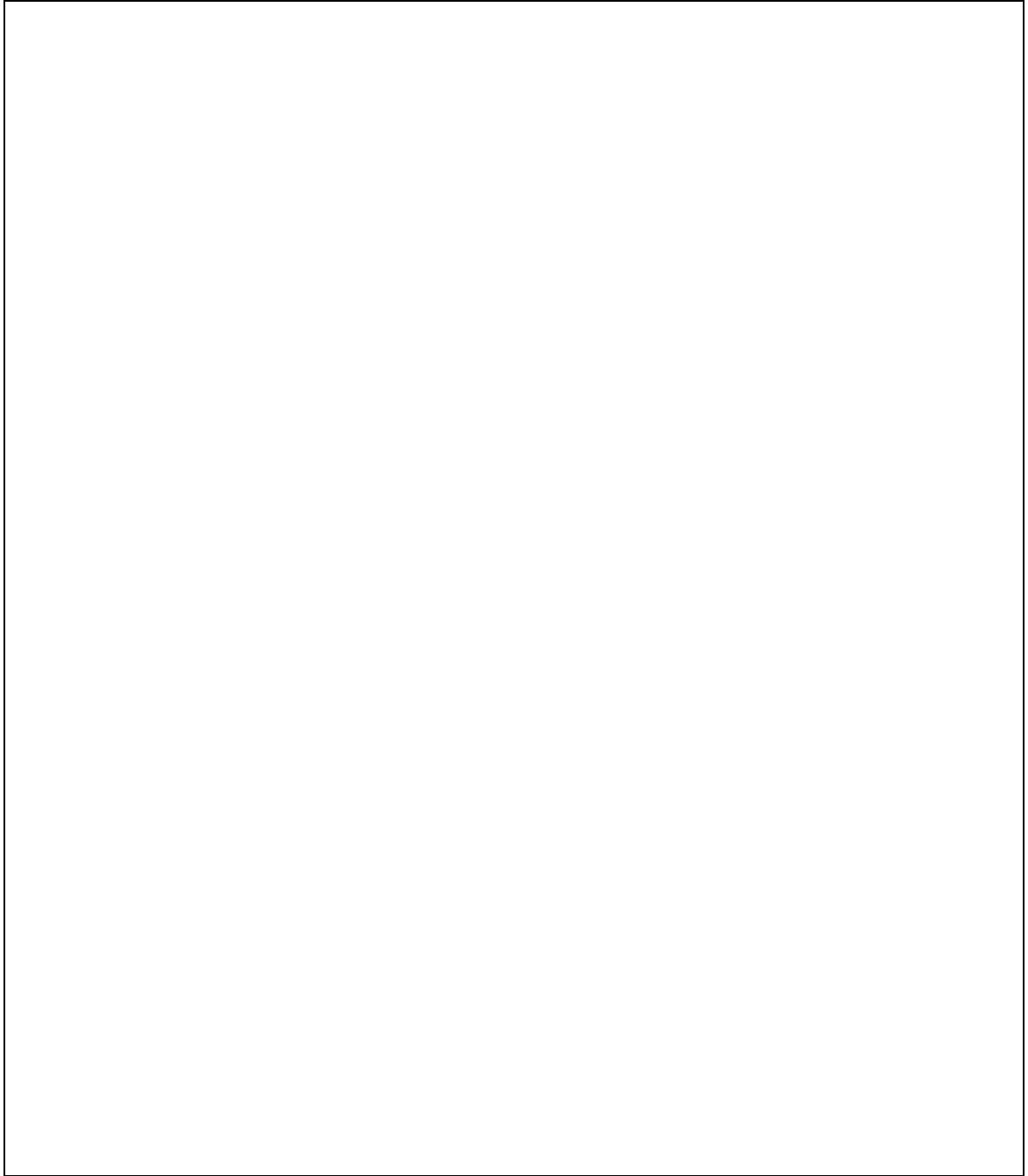
・今治地区漁業協同組合協議会事業

今治市内に立地する 11 支所の連携母体として、漁協まつり等のイベント開催のほか、稚魚の放流等にも連携して取り組んでいる。

3 活性化の取組方針

(1) 前期の浜の活力再生プランにかかる成果及び課題等

--



(2) 今期の浜の活力再生プランの基本方針

上記の現状・課題を踏まえ、今治地区では次の方針により令和 8 年度までに 10%以上の所得向上を目指すとともに、地域活性化や漁業就業者の維持、着業促進を図る。

尚、前述のとおり、今期より（旧）今治地区とは別に浜プランを策定していた桜井地区と大浜地区を加えた市内全域のプランを策定することにより、今治地区一丸となって取組みを实践する。

○ 漁業収入の向上に関する取組み

Ⅰ 漁家所得向上のための取組み

① 今治産水産物の品質向上に向けた取組み

これまでの取組みにより漁業者の鮮度維持に対する理解度は高まってきている。しかし、まだまだ実施できていない漁業者も多数いるため、神経メや施氷方法の改善など鮮度維持に対する意識改革や現場への普及体制の確立を行う。また、付加価値向上に向けた普及体制が整い次第、順次実践に移し、一定割合の漁獲物の具体的な単価向上と漁業所得向上を図る。具体的にはこのような取組み対象を、5年目に対象魚種の単価向上10%を目指す。(1年目0%、2年目1%、3年目3%、4年目6%、5年目10%)
このように、漁業者は鮮度の高い魚介類の提供に努めると同時に、各漁協支所においては行政と連携したブランド化推進を実施する。

② 新たな水産加工に向けた取組み

当地区の特徴として、小規模で魚市場を有さない支所が多く、漁獲物についても少量多種で季節により魚種が偏る傾向にある。そのため、供給過多になる場合が多く、魚価の下落や非常に安価で取引される場合がある。この対策として、陸地部に水産加工施設及び冷凍・冷蔵施設を整備する。新たに施設を整備することで、加工後すぐに冷凍保存ができ、出荷調整も可能となり、値崩れ防止に繋がる。また、大三島地区には既に加工場が整備されているため、陸地部と島嶼部それぞれに加工場を整備することにより、しまなみ海道の通行料金などの輸送コストの削減に繋げる。

③ 地産地消・魚食普及の推進

令和7年の今治市観光客35万人増目標を念頭に、地場水産物の観光消費額の向上による漁業収入向上に向けた手法や知見の集積と体制づくりに取り組む。具体的な施策としては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、令和2年度から2年連続で中止となっている市内最大の農水産物直販イベントである「農業・漁協まつり」を再開し、地産地消・魚食普及の推進を図る。また、令和2年度より始めた毎月1回の「しまなみ今治火曜魚市」についても継続して実施することで、積極的な魚食普及活動を実施する。アフターコロナを見据えた取組みとしては、県内でも有数の海水浴場である唐子浜があり、桜井支所が運営している産地市場のある桜井地区に、地元産の魚介類を取り扱う特売所や魚食レストラン、一次加工施設を備えた複合施設を整備する。

II 水産資源保護についての取組み

① 稚魚等の放流

第1期に引き続き有用種苗(キジハタ・ヒラメ・マダイ・クルマエビ・ガザミ等)の放流を実施する。

② 漁場環境の保全

第1期に引き続き今治市内の地先海域において、稚魚の保護育成を目的とした増殖場や藻場を整備し漁場環境の維持・回復を図るとともに、海洋ごみについても、小型機船底引き網漁業の作業時に回収を実施する。

Ⅲ 担い手育成に向けた取組み

① 新規漁業就業者への支援

後継者不足を鑑みた新規漁業就業者の長期的な確保を目指し、お試し就労や研修制度など先進地域の事例を把握し、新規就業者が入りやすい環境創出に務める。また、新規漁業就業者育成強化事業を活用し、県・市・漁協が連携して担い手の確保を図る。

このほか、漁港機能増進事業や水産業強化支援事業を活用し、浮棧橋や給油施設、製氷施設を新たに整備することで、漁労環境の改善を図り、区域内の新規就業希望者の発掘・勧誘に努める。

② 次世代への教育

自然との関係が希薄になりがちな子供達に対して、稚魚放流体験などを実施し、自然との関わりを楽しみながら、海の大切さや、魚とのふれあい、魚食への興味・関心を高める取組みを行う。また、漁協青年部等による出前授業を実施することにより、普段あまり馴染みのない漁業にふれあう機会を設け、職業としての理解を深めることにより、将来の担い手確保に向けた取組みを行う。

○ 漁業経費削減に向けた取組み

Ⅳ 省燃油活動の促進

① 漁船の減速航行及び定期的な船底清掃による燃油コストの削減

第1期に引き続き省燃油活動として、定期的な船底清掃や減速航行の徹底、省エネエンジンなどの機器導入支援などに予定通り取組む。また、漁港機能増進事業や水産業強化支援事業を活用し、漁船上架施設を整備する。

② 漁業経営セーフティネットへの加入促進

第1期に引き続き、セーフティネット未加入の組合員に対して、加入の奨励を実施していく。

(3) 漁獲努力量の削減・維持及びその効果に関する担保措置

愛媛県漁業調整規則において、漁業の許可・取締りや水産資源の保護培養を目的とした漁獲禁止期間や漁獲サイズの制限（カサゴ・メバルなど）を行っている。また、愛媛県海区漁業調整委員会において、操業拡大や禁止など幅広く協議するとともに、事柄によっては、他県を含めた瀬戸内海区での広域調整委員会を開催し入漁調整などを実施している。

また、独自に行っている対策として、支所ごとに、自主的な禁漁期間を設け（休漁日の設定など）、資源管理の徹底と周知を実施している。

※プランの取組に関連する漁業調整規則や漁業調整委員会指示等について記載する。

(4) 具体的な取組内容（毎年ごとに数値目標とともに記載）

1年目（令和4年度）所得向上率（基準年比）2.9%

漁業収入向上のための取組	<p>I 漁家所得向上のための取組み</p> <p>① 今治産水産物の品質向上に向けた取組み</p> <p>以下の取組みを実施するため、市では、各支所の漁業者に対し、専門家を招聘した勉強会や研修会を実施し、取組みの普及を図る。</p> <ul style="list-style-type: none">・神経ペによる活魚水揚げの付加価値化。 【対象魚種：マダイ、ヒラメ、カレイ、カサゴ、メバル】・適切な施氷や表面洗浄など丁寧な取り扱いに配慮することで単価の向上を図る。 【対象魚種：ブリ、クロダイ類、サワラ、ボラ、スズキ、キジハタ】・形態や大きさが多様な魚介類をきめ細かな大きさに選別し、適切な施氷を行うなどの取組みにより単価の向上を図る。 【対象魚種：イワシ、アジ、サバ、アナゴ、タチウオ、カワハギ、キス、クルマエビ類、ガザミ類】 <p>② 新たな水産加工に向けた取組み</p> <ul style="list-style-type: none">・今治支所は、供給過多になる場合が多いマダイやハモについて、出荷調整等により値崩れ防止を図る。また、専門家やコンサルなどを招請し、加工施設及び鮮度保持施設の整備について、コスト比較や新たな販路や商品開発などの検討を実施する。 <p>③ 地産地消・魚食普及の推進</p> <p>基本方針に沿って、以下の取組みを実施する。</p> <ul style="list-style-type: none">・地区内全支所で構成する今治地区漁業協同組合協議会（注：愛媛県漁協発足後も名称変更なし）を中心に、市内最大の農水産物直販イベントである「農業・漁協まつり」を実施する。・今治地区漁業協同組合協議会は、毎月1回の「しまなみ今治火曜魚市」を実施する。・桜井支所は、令和7年の今治市観光客35万人増目標を念頭に、県内でも有数の海水浴場である唐子浜を基点にした、海水浴客やサイクリスト、観光客、地元住民が立ち寄る、地場産活魚及び鮮魚等を扱う直販所や魚食レストランを備えた六次産業化施設の整備内容を検討する。 <p>II 水産資源保護についての取組み</p> <p>① 稚魚等の放流</p> <p>各支所は、愛媛県漁業調整規則や希少資源の漁獲自主規制遵守に取り組むと同時に、水産基盤整備事業の増殖場整備と連携して、有用種苗（キジハタ・ヒラメ・マダイ・クルマエビ等）を中心とした稚魚放流を実施する。</p>
--------------	--

	<p>(①・⑦)</p> <p>② 漁場環境の保全</p> <p>各支所と、小型機船底びき網漁業者が協働し、操業時に混獲する廃棄物や海岸の漂着物の回収等を積極的に行うことで、漁場環境の維持・回復を図る。また、水産多面的機能発揮対策事業を活用した海岸清掃やアマモ場の造成についても継続して取り組む。(③)</p> <p>Ⅲ 担い手育成に向けた取組み</p> <p>① 新規漁業就業者への支援</p> <p>基本方針に沿って、以下の取組みを実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 各支所は、新規就業者が入りやすい環境を創出するため、先進地域の事例を把握し、お試し就労や研修制度などの実施体制を構築する。 各支所は、新規漁業就業者育成強化事業を活用して漁業就業希望者に対する研修を実施し、県や市は研修プログラムの策定や講師派遣等でこれを支援し、担い手の確保を図る。(④・⑤) 桜井支所は、桜井地区において、陸揚げ用浮棧橋及び給油施設の整備を行い、漁労環境の改善を図る。(②) <p>② 次世代への教育</p> <p>基本方針に沿って、以下の取組みを実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 各支所は、地元小学生等に対して、今治の漁業についての出前授業や放流体験を行い、将来の担い手確保にむけた取組みを図る。(⑧)
<p>漁業コスト削減のための取組</p>	<p>① 省燃油化の推進</p> <p>各支所は、上架施設の改修など施設整備を検討するとともに、地区の全漁業者に対し、より小まめな船底清掃や舵・プロペラ清掃、漁船の低速走行（燃費効率の高い速度の順守）に加え、省エネ機器の導入などによる省エネ効率化推進を指導し、全漁業者はそれぞれ所有する漁船の清掃、省エネ航行を実践する。(⑨・⑩)</p> <p>② 燃油高騰等に対する適切な備え</p> <p>各支所は、対象地域の組合員に対し、漁業経営セーフティネット加入等を奨励することで、国際情勢の変化により乱高下の激しい燃油高騰等に備える。(⑥)</p> <p>未加入の組合員については、各支所が積極的に加入を推進する。また、漁業近代化資金利子補給制度の活用等により、漁業者や漁協の負担軽減を図る。</p>
<p>活用する支援措置等</p>	<p>①水産基盤整備事業（国）</p> <p>②水産業競争力強化漁港機能増進事業（国）</p>

	③水産多面的機能発揮対策事業（国） ④新規就業者総合支援事業（国） ⑤新規漁業就業者育成強化事業（県） ⑥漁業経営セーフティネット構築事業（国） ⑦今治市水産資源保護事業（市） ⑧今治市漁業担い手育成事業（市） ⑨競争力強化型機器等導入緊急対策事業（国） ⑩漁業用燃油コスト低減化支援事業（県）
--	--

2年目（令和5年度）所得向上率（基準年比）4.4%

漁業収入向上のための取組	<p>I 漁家所得向上のための取組み</p> <p>① 今治産水産物の品質向上に向けた取組み</p> <p>引き続き、今治市は勉強会や研修会を実施し、各支所が指導し、漁業者はそれにより得られた知識を活用して以下の取組みを実施し、基準年より約1%の単価向上を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・神経メによる活魚水揚げの付加価値化。 ・適切な施氷や表面洗浄など丁寧な取り扱いに配慮することで単価の向上を図る。 ・形態や大きさが多様な魚介類をきめ細かな大きさに選別し、適切な施氷を行うなどの取組みにより単価の向上を図る。 <p>上記の取組みを推進し、鮮度保持のさらなる徹底を図るため、今治地区において、今治支所が製氷施設等を整備する。(②)</p> <p>② 新たな水産加工に向けた取組み</p> <p>今治支所は、加工処理や冷凍保存が可能な加工施設及び鮮度保持施設の整備の検討を継続する。</p> <p>③ 地産地消・魚食普及の推進</p> <p>今治地区漁業協同組合協議会は、前年度の直販イベントを継続する。 桜井支所は、複合施設整備のための検討を継続する。</p> <p>II 水産資源保護についての取組み</p> <p>① 稚魚等の放流</p> <p>各支所は、種苗放流や漁場整備の取組みを継続する。(①・⑦)</p> <p>② 漁場環境の保全</p> <p>各支所は、アマモ場の造成、海洋ゴミの回収などの取組みを継続する。 (③)</p>
--------------	---

	<p>Ⅲ 担い手育成に向けた取組み</p> <p>① 新規漁業就業者への支援</p> <p>再生委員会事務局及び各支所は、新規漁業就業者確保に向け、定期的な相談会の開催や新規就業者に対する支援の取組みを継続する。具体的には、再生委員会が主催する研修会に県・市が参加し、受け入れ側の心構え等を関係者で共有する。(④・⑤)</p> <p>② 次世代への教育</p> <p>各支所は、地元小学生への出前授業や放流体験の取組みを継続する。(⑧)</p>
漁業コスト削減のための取組	<p>① 省燃油化の推進</p> <p>漁業者は、各支所の指導の下、省燃油対策への取組みを継続する。(⑨)</p> <p>宮窪支所は、漁業者が船底清掃の徹底を図るため、宮窪地区において、漁船上架施設を整備する。(②)</p> <p>② 燃油高騰等に対する適切な備え</p> <p>各支所は、引き続き、セーフティネット加入を奨励する。(⑥)</p>
活用する支援措置等	<p>①水産基盤整備事業（国）</p> <p>②水産業強化支援事業（国）</p> <p>③水産多面的機能発揮対策事業（国）</p> <p>④新規就業者総合支援事業（国）</p> <p>⑤新規漁業就業者育成強化事業（県）</p> <p>⑥漁業経営セーフティネット構築事業（国）</p> <p>⑦今治市水産資源保護事業（市）</p> <p>⑧今治市漁業担い手育成事業（市）</p> <p>⑨競争力強化型機器等導入緊急対策事業（国）</p>

3年目（令和6年度）所得向上率（基準年比）6.2%

漁業収入向上のための取組	<p>I 漁家所得向上のための取組み</p> <p>① 今治産水産物の品質向上に向けた取組み</p> <p>引き続き、今治市は勉強会や研修会を実施し、各支所が指導し、漁業者はそれにより得られた知識を活用して以下の取組みを実施し、基準年より約3%の単価向上を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・神経メによる活魚水揚げの付加価値化。 ・適切な施氷や表面洗浄など丁寧な取り扱いに配慮することで単価の向上を図る。 ・形態や大きさが多様な魚介類をきめ細かな大きさに選別し、適切な施氷を行うなどの取組みにより単価の向上を図る。 <p>② 新たな水産加工に向けた取組み</p>
--------------	--

	<p>今治支所は、加工施設及び鮮度保持施設の設計を行う (②)</p> <p>③ 地産地消・魚食普及の推進</p> <p>今治地区漁業協同組合協議会は、前年度の直販イベントを継続する。 桜井支所は、複合施設整備のため、具体的な設計を実施する。</p> <p>II 水産資源保護についての取組み</p> <p>① 稚魚等の放流</p> <p>各支所は、種苗放流や漁場整備の取組みを継続する。(①・⑦)</p> <p>② 漁場環境の保全</p> <p>各支所は、アマモ場の造成、海洋ゴミの回収などの取組みを継続する。(③)</p> <p>III 担い手育成に向けた取組み</p> <p>① 新規漁業就業者への支援</p> <p>再生委員会事務局及び各支所は、新規漁業就業者確保に向けた取組みを継続する。具体的には、新規就業者向けの研修・相談会を県・市と連携して開催するとともに、お試し就労の受け入れを行う。(④・⑤)</p> <p>② 次世代への教育</p> <p>各支所は、地元小学生への出前授業や放流体験の取組みを継続する。(⑧)</p>
<p>漁業コスト削減のための取組</p>	<p>① 省燃油化の推進</p> <p>漁業者は、各支所の指導の下、省燃油対策への取組みを継続する。(⑨)</p> <p>津倉支所は、漁業者が船底清掃の徹底を図るため、津倉地区において、漁船用上架施設を整備する。(②)</p> <p>③ 燃油高騰等に対する適切な備え</p> <p>各支所は、引き続き、セーフティネット加入を奨励する。(⑥)</p>
<p>活用する支援措置等</p>	<p>①水産基盤整備事業 (国)</p> <p>②水産業強化支援事業 (国)</p> <p>③水産多面的機能発揮対策事業 (国)</p> <p>④新規就業者総合支援事業 (国)</p> <p>⑤新規漁業就業者育成強化事業 (県)</p> <p>⑥漁業経営セーフティネット構築事業 (国)</p> <p>⑦今治市水産資源保護事業 (市)</p> <p>⑧今治市漁業担い手育成事業 (市)</p> <p>⑨競争力強化型機器等導入緊急対策事業 (国)</p>

4年目（令和7年度）所得向上率（基準年比）8.5%

<p>漁業収入向上のための取組</p>	<p>I 漁家所得向上のための取組み</p> <p>① 今治産水産物の品質向上に向けた取組み</p> <p>引き続き、今治市は勉強会や研修会を実施し、各支所が指導し、漁業者はそれにより得られた知識を活用して以下の取組みを実施し、基準年より約6%の単価向上を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・神経メによる活魚水揚げの付加価値化。 ・適切な施氷や表面洗浄など丁寧な取り扱いに配慮することで単価の向上を図る。 ・形態や大きさが多様な魚介類をきめ細かな大きさに選別し、適切な施氷を行うなどの取組みにより単価の向上を図る。 <p>② 新たな水産加工に向けた取組み</p> <p>今治支所は、加工施設及び鮮度保持施設を整備する。(②)</p> <p>③ 地産地消・魚食普及の推進</p> <p>今治地区漁業協同組合協議会は、直販イベントを継続する。</p> <p>桜井支所は、地元産の魚介類を取り扱う直売所や魚食レストラン、一次加工施設を備えた複合施設を整備する。また、当地区には桜井支所が運営している産地市場があるため、その特性を最大限利用し、漁港に直結した地場産活魚及び鮮魚の販売を実践し漁業者の所得向上に繋げる。</p> <p>II 水産資源保護についての取組み</p> <p>① 稚魚等の放流</p> <p>各支所は、種苗放流や漁場整備の取組みを継続する。(①・⑦)</p> <p>② 漁場環境の保全</p> <p>各支所は、アマモ場の造成、海洋ゴミの回収などの取組みを継続する。(③)</p> <p>III 担い手育成に向けた取組み</p> <p>① 新規漁業就業者への支援</p> <p>再生委員会事務局及び各支所は、新規漁業就業者確保に向けた取組みを継続する。(③・④)</p> <p>津倉地区において、浮棧橋の整備を行い、漁労環境の改善を図る。(②)</p> <p>② 次世代への教育</p> <p>各支所は、地元小学生への出前授業や放流体験の取組みを継続する。(⑧)</p>
<p>漁業コスト削減のための取組</p>	<p>省燃油化の推進</p> <p>漁業者は、各支所の指導の下、省燃油対策への取組みを継続する。(⑨)</p>

	<p>② 燃油高騰等に対する適切な備え</p> <p>各支所は、引き続き、セーフティネット加入を奨励する。(⑥)</p>
活用する支援措置等	<p>①水産基盤整備事業（国）</p> <p>②水産業強化支援事業（国）</p> <p>③水産多面的機能発揮対策事業（国）</p> <p>④新規就業者総合支援事業（国）</p> <p>⑤新規漁業就業者育成強化事業（県）</p> <p>⑥漁業経営セーフティネット構築事業（国）</p> <p>⑦今治市水産資源保護事業（市）</p> <p>⑧今治市漁業担い手育成事業（市）</p> <p>⑨競争力強化型機器等導入緊急対策事業（国）</p>

5年目（令和8年度）所得向上率（基準年比）11.2%

漁業収入向上のための取組	<p>I 漁家所得向上のための取組み</p> <p>① 今治産水産物の品質向上に向けた取組み</p> <p>引き続き、今治市は勉強会や研修会を実施し、各支所が指導し、漁業者はそれにより得られた知識を活用して以下の取組みを実施し、基準年より約10%の単価向上を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・神経メによる活魚水揚げの付加価値化。 ・適切な施氷や表面洗浄など丁寧な取り扱いに配慮することで単価の向上を図る。 ・形態や大きさが多様な魚介類をきめ細かな大きさに選別し、適切な施氷を行うなどの取組みにより単価の向上を図る。 <p>② 新たな水産加工に向けた取組み</p> <p>今治支所は、前年に整備した加工施設や鮮魚保持施設を活用し、マダイやハモの出荷調整を行い、値崩れ防止を図る。また、学校給食への提供など新たな販路開拓を図る。</p> <p>輸送面においては、計画出荷や積み合わせ等の効率化を図り、輸送車両の台数を削減し、しまなみ海道の通行料金などの輸送コストの削減に繋げる。</p> <p>③ 地産地消・魚食普及の推進</p> <p>今治地区漁業協同組合協議会は、直販イベントを継続する。</p> <p>桜井支所は、前年度に整備した複合施設を最大限活用するため、そこで販売する新たな商品開発にも取り組み、地場水産物の消費拡大に取り組む。</p>
--------------	---

	<p>II 水産資源保護についての取組み</p> <p>① 稚魚等の放流 各支所は、種苗放流や漁場整備の取組みを継続する。(①・⑥)</p> <p>② 漁場環境の保全 各支所は、アマモ場の造成、海洋ゴミの回収の取組みを継続する。(②)</p> <p>III 担い手育成に向けた取組み</p> <p>① 新規漁業就業者への支援 再生委員会事務局及び各支所は、新規漁業就業者確保に向けた取組みを継続する。(③・④)</p> <p>② 次世代への教育 各支所は、前年度の地元小学生への出前授業や放流体験の取組みを継続する。(⑦)</p>
<p>漁業コスト削減のための取組</p>	<p>① 省燃油化の推進 漁業者は、各支所の指導の下、省燃油対策への取組みを継続する。(⑨)</p> <p>② 燃油高騰等に対する適切な備え 各支所は、前年度に引き続き、セーフティネット加入を奨励する。(⑤)</p>
<p>活用する支援措置等</p>	<p>①水産基盤整備事業（国） ②水産多面的機能発揮対策事業（国） ③新規就業者総合支援事業（国） ④新規漁業就業者育成強化事業（県） ⑤漁業経営セーフティネット構築事業（国） ⑥今治市水産資源保護事業（市） ⑦今治市漁業担い手育成事業（市） ⑧競争力強化型機器等導入緊急対策事業（国）</p>

(5) 関係機関との連携

行政（愛媛県東予地方局今治支局水産課、今治市）と連携を図り、取組の効果が十分に発揮できるように努める。

4 目標

(1) 所得目標

漁業所得の向上 10%以上	基準年	平成 28～令和 2 年度の 5 中 3 平均： 漁業所得 円
	目標年	令和 8 年度： 漁業所得 円

(2) 上記の算出方法及びその妥当性

※算出の根拠及びその方法等について詳細に記載し、必要があれば資料を添付すること。

(3) 所得目標以外の成果目標

マダイの単価向上	基準年	平成 28～令和 2 年度(5 中 3 平均)：736 円
	目標年	令和 8 年度： 809 円

(4) 上記の算出方法及びその妥当性

本地区の主要な水揚げ魚種であり、鮮度保持施設の整備や施氷等の徹底により平均単価の向上を図る計画である。

5 関連施策

活用を予定している関連施策名とその内容及びプランとの関係性

事業名	事業内容及び浜の活力再生プランとの関係性
水産基盤整備事業 (国・県・市)	漁港施設の機能保全や水産資源の維持・増殖のための藻場や増殖場の整備を行う。
漁港機能増進事業 (国・市)	漁港の利用者や生産者の就労環境の改善、安全性の向上及び漁港施設の有効活用など、漁港機能の増進を図るため、漁船上架施設や浮棧橋の整備を行う。
水産業競争力強化緊急事業(国・市)	「浜の活力再生広域プラン」に基づく、競争力強化を図るための陸揚げ用浮棧橋と給油施設の整備を行う。 生産性の向上、省力・省コスト化に資する漁業用機器等を導入する費用

	を支援する。
水産業強化支援事業 (国・市)	漁労コスト削減のための漁船上架施設、6次産業化推進のための直販所 や水産物加工施設、品質向上のための製氷・冷蔵施設の整備を行う。
新規就業者総合支援 事業(国) 新規漁業就業者育成 強化事業(県・市)	漁業者の減少に歯止めをかけるべく、漁業担い手確保と着業促進を図る。
漁業経営セーフティ ネット構築事業(国)	燃油高騰によるリスクマネジメントとしてセーフティネットへの加入促 進を図る。
水産多面的機能発揮 対策事業(国・県・市)	漁業者等による海岸清掃や藻場づくりの取組みにより漁場環境の改 善を図る。

※関連事業には、活用を予定している国(水産庁以外を含む)、地方公共団体等の補助金・基金
等を記載。ただし、本欄への記載をもって、事業の活用を確約するものではない。

※具体的な事業名が記載できない場合は、「事業名」は「未定」とし、「事業内容及び浜の活力
再生プランとの関係性」のみ記載する。